

高山市業務委託(土木関係) 成績評定制度「試行」 の本格実施移行について

令和2年2月

財務部 財政課

1. 本格実施移行への理由

(1) 高山市業務委託(土木関係)成績評定制度「試行」の本格実施移行について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年6月14日公布・施行)により公共工事に関する調査等(測量、地質調査その他調査(点検及び診断含む。))及び設計)について広く本法律の対象とすることが位置付けられました。その一部ではありますが、発注者の責務として、業務委託に関する評価の標準化、これら資料の保存のためのデータベースの整備等必要な措置を講ずるよう求められこととなりました。

これらを踏まえ、平成29年度より試行運用を行ってきました。業務委託(土木関係)の成績評定制度について、令和2年4月1日以降に入札公告または指名通知する案件より本格実施に移行します。

1. 本格実施移行への理由

(2) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年改正）概要

背景・必要性	
1. 災害への対応 ○全国的に災害が頻発する中、災害からの迅速かつ円滑な復旧・復興のため、災害時の緊急対応の充実強化が急務	2. 働き方改革関連法の成立 ○「働き方改革関連法」の成立により、公共工事においても長時間労働の是正や処遇改善といった働き方改革の促進が急務
3. 生産性向上の必要性 ○建設業・公共工事の持続可能性を確保するため、働き方改革の促進と併せ、生産性の向上が急務	4. 調査・設計の重要性 ○公共工事に関する調査等の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割
法案の概要（改正のポイント）	
I. 災害時の緊急対応の充実強化 【基本理念】 災害対応の担い手の育成・確保、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備	【発注者の責務】 ①緊急性に応じて随意契約・指名競争入札等適切な入札・契約方法を選択 ②建設業者団体等との災害協定の締結、災害時における発注者の連携 ③労災補償に必要な保険契約の保険料等の予定価格への反映、災害時の見積り徴収の活用
II. 働き方改革への対応 【基本理念】 適正な請負代金・工期による請負契約の締結、公共工事に従事する者の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の適正な整備への配慮 【公共工事等を実施する者の責務】 適正な額の請負代金・工期での下請契約の締結	【発注者の責務】 ①休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定 ②公共工事の施工時期の平準化に向けた、 債務負担行為・繰越明許費の活用による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等 ③設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等
III. 生産性向上への取組 【基本理念、発注者・受注者の責務】 情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上	IV. 調査・設計の品質確保 公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）について広く本法律の対象として位置付け
V. その他 (1)発注者の体制整備 ①発注関係事務を行う職員の育成・確保等の体制整備【発注者の責務】 ②国・都道府県による、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用促進等	(2)工事に必要な情報（地盤状況）等の適切な把握・活用【基本理念】 (3)公共工事の目的物の適切な維持管理 【国・特殊法人等・地方公共団体の責務】

国土交通省HPより(2019.6.14)

1. 本格実施移行への理由

(3) 関係条文等の抜粋

○公共工事の品質確保の促進に関する法律（抜粋）

第7条第2項（発注者等の責務）

発注者は公共工事等の施工状況等及びその評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他必要な措置を講じなければならない。

○公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

第28(3)

（中略）発注者は、調査等の適正な履行を確保するため、発注者として行う指示、承諾、協議等や完了の確認を行うための検査を適正に行うとともに、業務の履行過程及び業務の成果を的確に評価し、成績評定を行うものとする。（以下略）

2. 目的

○企業や技術者自らの技術力を客観的に評価し、企業の適正な選定及び指導育成に資することを目的として、業務委託（土木関係）を対象に業務成績の評定を行います。

※公共工事に関する調査及び設計業務は、公共事業の初期段階における中心的役割を担っていることから、成果の良否が工事目的物の機能や耐久性、ライフサイクルコストに重要な影響を及ぼすことになります。
このため公共工事の品質確保のためには、調査及び設計業務における成果の品質確保が極めて重要となります。



QUALITY

3. 基準とする評定制度

○国土交通省委託業務等成績評定と同様の評定制度とします。

※ただし評定対象となる業務委託の契約金額は、原則1件の最終契約金額が50万円を超える業務を対象とします。

国・県との比較表

種別	高山市	国土交通省	岐阜県
施行日	令和2年4月1日（予定）	平成14年9月5日	平成20年4月1日
評価業務種別	(1)地質調査、単純調査等業務、 測量作業 (2)調査業務、計画業務 (3)設計業務 (4)工事監督支援業務 (5)積算技術業務	(1)地質調査、単純調査等業務、 測量作業 (2)調査業務、計画業務 (3)設計業務 (4)工事監督支援業務 (5)積算技術業務	(1)測量業務 (2)地質・土質調査業務 (3)補償調査業務 (4)設計業務 (5)各種調査業務 ※単純調査業務、工事監督支援 業務、積算技術業務は評価対象 としない
評価対象金額	原則1件の最終契約金額が 50万円 を超える業務	原則1件の最終契約金額が 100万円 を超える業務	1件の最終契約金額が 100万円 以上の業務
対象業種が複数にまた がる場合の取り扱い	原則主たる業務により評定する	原則主たる業務により評定する	原則主たる業務により評定する

4. 評価方法の概要

(1) 評価の対象と業務種別

○評価の対象は業務委託（土木関係）で、以下の5種類の業務とします。 ※1：補足説明

業務種別		適用区分
①	地質調査、単純調査等業務、測量作業	測量作業一般（用地測量含む） 単純調査業務（単純なデータ収集整理、現地踏査、 交通量調査等）※2：補足説明 地質調査（ボーリング、CBR試験等）
②	調査業務、計画業務	計画、解析及び調査業務のうち単純調査業務以外の 業務 地すべり調査、地質解析、各種補償調査等
③	設計業務	概略設計、予備設計、詳細設計
④	工事監督支援業務等	工事監督支援業務、道路・河川巡回支援業務等
⑤	積算技術業務等	積算技術業務、技術審査業務等

4. 評価方法の概要

(1) 評価の対象と業務種別（補足説明1）

○対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いについては、以下のとおりとします。

・対象業務が複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用します。

主たる業務の取り扱い

・対象部分の**どれかが50万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなすものとする。**

・対象部分の**複数が50万円を超えるとき、もしくはどれもが50万円を超えない場合は、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定する。**

4. 評価方法の概要

(1) 評価の対象と業務種別（補足説明2）

○地質調査、単純調査等業務、測量作業のうち高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等について、「単純調査等業務」と定義します。なお、「単純調査業務」の対象業務は以下に示す例を参考にしてください。

○単純業務の具体例

各部門共通	単純なデータ収集整理業務	道路	一般的な現地踏査
	単純なデータ処理業務		一般的な交通量観測業務
	書類編集的な業務	トンネル	台帳整理等を目的とした資料収集業務
	文献収集業務		クラック等変状の計測調査
河川・砂防	水理・水文観測業務	施工計画及び施工設備	施工関連資料の収集整理
	データ加工業務（降雨解析等）	情報	定期的なデータメンテナンス
	不等流計算等の計算業務（システム開発を除く）		資料収集的な業務
	補償数量の算出	防災	単純なデータ作成のみの業務
	工事記録等資料の分類・整理		資料収集的な業務
	工事図面集、写真集等の作成	環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

4. 評価方法の概要

(2) 評価項目と評価の視点

○評価は専門技術力等5項目について対象とし、各項目それぞれにおける提案力等を以下に示す視点で評価を行います。

①地質調査・単純調査等業務・測量作業、調査業務・計画業務、設計業務

評価項目	評価の視点	
専門技術力	提案力、改善力	業務特性の考慮、業務執行段階における提案、新たな検討課題の提案、業務内容改善の提案
	業務執行技術力	目的と内容の理解、必要情報の把握、検討項目・検討手法、打合せ資料の内容、十分な技術力
		施工時への配慮
		詳細設計
管理技術力	コスト把握能力	コスト把握能力、コスト縮減に関する提案
	工程管理能力	実施手順・工程計画、実施体制、打合せ内容の理解・記録、内部関係者への情報伝達、工程管理
	品質管理能力	ミス防止の体制、ミス防止の実施
	迅速性、弾力性、調査能力	当初工程計画の変更、当初契約にない作業、関連業者間の調整、地元住民との合意形成
コミュニケーション力	説明力、協調性、プレゼンテーション力	理解しやすい説明、プレゼンテーション（資料・対応）、説明を補う努力、円滑な業務遂行への努力
取り組み姿勢	責任感、積極性、倫理観	責任感の強さ、積極性、倫理観に基づく行動、ネットワークの活用
成果品の品質		目的の達成度、的確な取りまとめ、ミスの有無

4. 評価方法の概要

(2) 評価項目と評価の視点

○評価は専門技術力等5項目について対象とし、各項目それぞれにおける提案力等を以下に示す視点で評価を行います。

② 工事監督支援業務等、積算技術業務等

評価項目		評価の視点
専門技術力	目的と内容の理解	業務主旨の十分な理解
	的確な履行	法令・技術基準の知識、業務内容についての判断的確性、関係者とのコミュニケーション
	業務目的の達成度	必要事項の適切な記載、業務に求められる的確なとりまとめ
管理技術力	業務実施体制の的確性	必要書類の遅滞ない提出、必要な資格取得者の配置、業務組織計画どおりの履行、安定的な実施体制の確保
	打合せの理解度	打合せ内容の理解・記録
	指揮系統の迅速性、確実性	関係者間への迅速な情報伝達、情報伝達の誤認の有無、バックアップ体制の確立、担当技術者への技術的関与
取組姿勢	責任感、積極性、発注者側の視点	責任感の強さ、積極性、発注者側の視点の理解、関係者に対する適切な対応、精度向上に向けた新たな取組

4. 評価方法の概要

(3) 評価項目ごとの点数配分

○評定点の基礎点は**60点（全ての評価項目で評定が標準の場合）**とし、監督員は専門技術力や管理技術力等プロセス全体と成果品の品質について評定を行い、検査員は業務執行技術力、コミュニケーション力等と成果品の品質について評定を行います。

又、業務の評定点から技術者（監理、担当、照査）ごとに評価項目を抽出し、技術者の評定点も算出することとします。

(例) 詳細設計を評定した場合の評定点集計

評価項目(基礎点60点)		監督員	検査員	合計	
プロセス評価	①専門技術力	I. 提案力、改善力	5.00	5.00	
		II. 業務執行技術力	6.00	4.00	10.00
		III. 施工時への配慮	2.50		2.50
		概略、予備設計 詳細設計			
	IV. コスト把握能力	2.50		2.50	
	②管理技術力	I. 工程管理能力	5.00		5.00
		II. 品質管理能力	5.00		5.00
		III. 迅速性、弾力性、調査能力	2.50		2.50
	③コミュニケーション力	I. 説明力、協調性、プレゼンテーション力	0.25	2.25	2.50
		④取組姿勢	I. 責任感、積極性、倫理観	5.00	
⑤成果品の品質		2.00	18.00	20.00	
⑥業務執行上に係る過失に伴う減点	※減点のみ				
⑦事故等による減点	※減点のみ				
⑧瑕疵修補又は損害賠償による減点	※減点のみ				
⑨その他	※減点のみ				
総合評定点		35.75	24.25	60.00	

4. 評価方法の概要

(4) 評定者ごとの点数配分

○業務種別ごとに評定対象数は異なりますが、全ての業務で各評定者の点数配分(持点)は以下のとおりとします。

持点配分	監督員	検査員	合計	評価対象数
業務評定	60点	40点	100点	監督員 最大111項目 (内主任監督員対象：11項目) 検査員 最大24項目

(5) 評価の方法

※評定の詳細についてはH.P.に公開される考査基準を参照してください。

名称	優れている	標準より優れている	標準	標準より劣る	劣る
得点率	1.0	0.8	0.6	0.4	0.2

○各評価項目の「評価の視点」をそれぞれ3～5段階で評定します。

・評価項目すべての達成率を評定→「できている」「できていない」を客観的に評価することになり、できていない項目を減らすことにより高得点が得られます。

成果品の品質の精度だけでなくプロセスも含め受託者は着手から完了まで全体的にバランスよく業務に取り組む必要があります。

4. 評価方法の概要

(6) 評定の通知

○評定の結果については「検査結果通知書」及び「項目別評定点」にて通知します。

検査結果通知書

- ・検査結果通知
- ・成績評定点



参考：項目別評定点

評価項目	評価の視点	業務評定 (評定点/満点)	技術者評定		
			管理技術者 主任技術者 (評定点/満点)	担当技術者 (評定点/満点)	照査技術者 (評定点/満点)
専門技術力	提案力 改善力	5点/8.3点	5点/8.3点	7.5点/12.5点	-
	業務執行技術力	10点/16.7点	10点/16.7点	15点/25.0点	-
	施工時へ 概略設計 の配慮	0点/4.2点	0点/4.2点	0点/6.3点	-
	予備設計	2.5点/4.2点	2.5点/4.2点	3.8点/6.3点	-
	コスト把握能力	2.5点/4.2点	2.5点/4.2点	3.8点/6.3点	-
EXTERNALTY	工程管理能力	5点/8.3点	5点/8.3点	-	-
	品質管理能力	5点/8.3点	5点/8.3点	-	40.2点/66.7点
	迅速性 弾力性 調整能力	2.5点/4.2点	2.5点/4.2点	-	-
コミュニ ケーション 力	2.5点/4.2点	2.5点/4.2点	3.8点/6.3点	-	
取組姿勢	責任感 積極性 倫理観	5点/8.3点	5点/8.3点	7.5点/12.5点	-
成果品の品質		20点/33.3点	20点/33.3点	18.7点/31.1点	20点/33.3点
評定点の小計		60点/100点	60点/100点	60点/100点	60点/100点
業務執行に係る過失に伴う減点		0点	-	-	-
事故等による減点		0点	-	-	-
瑕疵補修又は損害賠償による減点		0点	-	-	-
その他()		0点	-	-	-
総合評定点		60点/100点	60点/100点	60点/100点	60点/100点

※受託者は、通知を受けた日から起算して**14日(休日含む)以内**に、業務成績評定に係る説明請求書を提出して、評定結果について説明を求めることができます。

5. 評価結果の反映

- 評価基礎点（60点）未満の評価結果を受けた場合は、以下のとおりとします
 - ・ 指名競争入札

60点未満の評価結果通知を受けた受託者は、通知日から**6ヶ月間（180日）指名しないこと**となります。

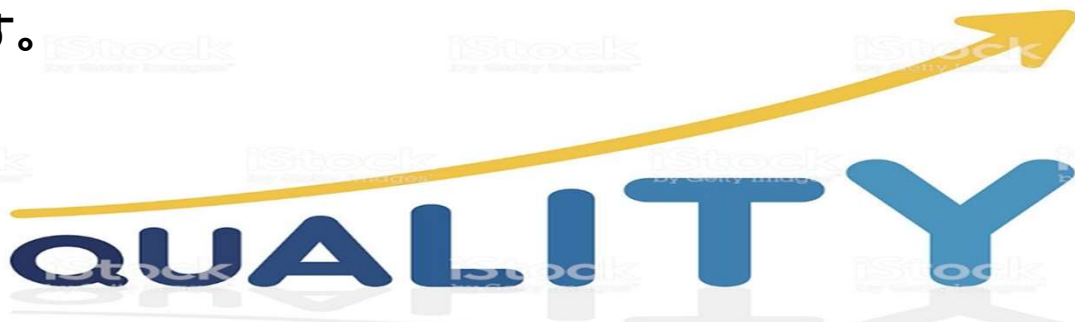
- ・ 条件付き一般競争入札（事後審査方式）

告示の日から**過去6ヶ月間（180日）**に業務委託（土木関係）で**60点未満**の評価結果通知を受けている場合は**入札に参加できない旨**の条件が付されます。

注：上記制限は業務委託（土木関係）にのみ適用され、土木関係以外の業務委託には適用されません。

6. 評価結果の公表

- 四半期ごとに結果（件名、受託者、評定点等）を市ホームページで公表します。
業務委託（土木関係）に対する品質の向上等の効果に期待しています。



QUALITY

7. 平成29・30年度（2カ年）の評定結果

○試行の実績について（参考）

・平成29年度

業種	件数	平均点	最高点	最低点
①地質調査・単純調査等業務、測量業務	7	72.57	78	63
②調査業務、計画業務	7	71.29	76	65
③設計業務	12	71.00	78	62
④工事監督支援業務等	-	-	-	-
⑤積算技術業務等	-	-	-	-
全体集計	26	71.50	78	62

・平成30年度

業種	件数	平均点	最高点	最低点
①地質調査・単純調査等業務、測量業務	33	72.06	78	62
②調査業務、計画業務	4	70.50	76	66
③設計業務	7	75.57	80	73
④工事監督支援業務等	-	-	-	-
⑤積算技術業務等	-	-	-	-
全体集計	44	72.48	80	62

※設計・測量業務市内登録業者数 : 33者 ⇒ 成績評定試行実施済業者数 : 23者

ご清聴ありがとうございました